

接続料の算定に関する研究会（第18回）議事録

1. 日時 平成31年2月6日（水） 16:58～19:13

2. 場所 総務省10階 総務省第一会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、
関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上、8名)

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長

徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 田中 幸治 設備本部 相互接続推進部長

重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 岸田 隆司 渉外部長

橋本 雅人 渉外部 ネットワーク企画調整グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 固定相互接続部 部長

後藤 綾美 渉外本部 固定相互接続部 コア相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

大嶋 光一 政策副委員長

今井 恵一 政策委員

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事

小畑 至弘 常任理事

NGN I P o E協議会 石田 慶樹 会長

外山 勝保 副会長

③ 総務省

秋本電気通信事業部長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、佐伯事業政策課企画官、大塚料金サービス課企画官、大内事業政策課調査官、大磯料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

4. 議題

- (1) L R I C 検証に当たって考慮すべき他律的要因について
- (2) P P P o E 接続及びNDA等に関するフォローアップ
- (3) レートベースの厳正な把握等について（非公開）

【辻座長】 では、本日は皆様、ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会(第18回)会合を開催したいと思います。

本日の議事進行を務めさせていただきます、座長の辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付されております資料につきまして確認させていただきます。それでは、事務局よりご確認をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事務局を務めます、料金サービス課の大磯です。本日もよろしくお願いいたします。

皆様方のお手元には、座席表、議事次第に加えまして、資料18-1から18-7及び参考資料18-1を配付しているかと思えます。また、非公開のセッションが後ほどございますので、その資料も18-6、18-7、参考資料18-2ということで、これは非公開セッションにご出席される方のみ配付をしております。

また、この機会をかりまして、参考資料18-1についてご紹介いたします。こちら、西村真由美構成員から前回の会合後に事務局の方に頂いたもので、中身はPPPoE等の問題についてのご意見ということになっておりますかと思えますので、後ほどの議論に必要な応じてご参考にしていただければと思います。

以上でございます。

ご確認などいただきまして、不足などがございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題でございますが、LRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因について、PPPoE接続及びNDA等に関するフォローアップ、レートベースの厳正な把握等について、この3項目につきまして事務局から説明を受けるとともに、事業者あるいは団体からのヒアリングを行い、質疑応答や意見交換を行いたいと思えます。

なお、最後のレートベースの厳正な把握等につきましては、公開することにより当事者または第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると認めるため、開催要綱に基づきまして、構成員、ヒアリング対象事業者及び総務省限りで議事進行したいと思います。また、配付資料につきましても、開催要綱に基づき、非公開とすべき部分を除いての公表といたします。

それでは、議事を開始したいと思います。LRIC検証に当たって考慮すべき他律的要因、これにつきましてまずソフトバンクから10分以内でご説明を頂き、さらにその後事務局よりご説明を頂いた上で、それらに関する質疑応答を行う時間を設けたいと思います。それでは、まずソフトバンク伊藤様よりご説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクでございます。それでは、資料18-1に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

めくっていただきまして、1ページ目です。LRIC検証に関する検討事項ということで、前回の本研究会で提示されました検討事項が2つございます。認可接続料に比べて他事業者接続料の著しい上昇等により、スタックテストの基準を下回るといった他律的要因を客観的かつ定量的に確認する方法はどのような方法があるかということが1つ目、それから、1つ目の他律的要因以外に考慮すべき他律的要因を同じく客観的かつ定量的に確認する方法としてはどういう方法があるかということの2つが提示されたかというふうに認識しております。

これに対する弊社の考えですけれども、2点ございます。まず今回のLRIC検証に用いるスタックテストに他律的要因を考慮するということになりましたので、他律的要因を考慮するのであれば、他事業者の接続料だけでなく、ひかり電話の接続料の影響も含めて考慮すべきであって、それが自然ではないかと考えていることでございます。

それから、2点目ですが、また、他律的要因につきましては、利用者料金と接続料の差分、スタックテストを実施したときにスタックテストの基準を下回る場合のみならず、スタックテストの基準を上回る場合にも影響を与えると考えられるため、スタックテストの結果によらず、常にこの検証は走らせる必要があるのではないかとという2点の考えがございます。

2ページ目に行ってくださいまして、他律的要因の具体的な確認方法の1つの案でございます。他律的要因というふうにみなす着信先の単価を、ここでは前年の単価というふうに書きましたけれども、ある基準の年度における単価で据え置きしてスタックテストの検証を再度回すということによって、当該単価の増減の影響を除外した形での検証が可能になるのではないかとという案でございます。

具体的には、この説明の絵の右下をご覧くださいと思います。例えば検証対象年の、3つ着信先がありますけれども、ひかり電話の単価がb' となっているときに、ひかり電話の影響を見たいというか据え置きにするということであれば、基準となるひかり電話の

単価b'をbに置きかえて再度LRIC検証を回すということで、右下でいうと①の検証を回すということにより、ここではひかり電話の影響を除外した形での検証ができるのではないかと提案でございます。

②は、同じように他社直収電話の影響を除外したいということであれば、当年度の単金がc'だったとしたときに、基準年の単価cで置きかえた形でスタック検証を回すということになります。

④は、ひかり電話と他社直収電話の2つの影響を除外して、加入電話単独での影響を見たいということであれば、ひかり電話と他社直収電話の単価を前年度の基準のb、cに置きかえて検証するという形になります。

3ページ目に行っていただきます。それで、LRIC検証を具体的にやるにはどうしたらよいかということで、今の据え置きにするという手法を使って、何ケースか用意しましたけれども、LRICのモデルの選定基準に用いる検証に関しては、ひかり電話と他社の直収の接続料を据え置きにして、加入電話着のみの単価の影響を考慮した④のケースで検証するということがいいのではないかとというのが弊社の提案でございます。

パターンをA、B、Cと3つここでご用意していますけれども、まずパターンAに関しては、全体のスタックテストは20%を下回るという形でバツになっていますけれども、ひかり電話と他社直収電話の2つの影響を除いた形でスタックテストを検証すると、④の結果では20%を超えて丸になっている。こういった場合には、加入電話のLRICモデルを見直す必要はないのではないかと考えております。

パターンB、Cに関しましては、もともとのスタックテストの結果はどちらも20%を超えていてクリアできていますが、ひかり電話と他社直収電話のこの2つの要素を除いた形で検証するといずれもバツになっているということで、こちらは基本的にはIP-LRICモデルへの移行を検討すべきではないかと。Bは特に他社直収電話が大きく下がったというのが影響しているというパターンですけれども、Cはひかり電話が大きく下がったというケースでして、ひかり電話が下がったとしても、その影響を除いた形でスタックテストを満たしていなければ、IP-LRICモデルへの移行を検討すべきではないかというのが弊社の提案でございます。

説明としては以上になります。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは次に、事務局から10分以内でご説明いただき、その後に質疑応答を行いたいと思います。それでは、事務局、お願いいたします。

す。

【小澤料金サービス課課長補佐】 それでは、事務局よりご説明をさせていただきます。
資料18-2をご覧ください。

まず1ページ目、こちらの資料は、前回研究会における資料の再掲でございますが、経緯に係るものでございますので、簡単に触れさせていただきます。昨年整理いただいた情報通信の答申の考え方でございます。平成31年度以降の接続料算定におけるLRIC方式の適用についてのものです。

1ポツ、主に下線部分のところでございますが、PSTN-LRICモデルによって算定した接続料、これによりまして価格圧搾のおそれが生じる場合には、2つのLRICモデルの組み合わせに移行の段階を進めるとしております。

2ポツ、価格圧搾のおそれがあるかどうかについては、現行の指針に基づく、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るかどうかの基準を用いることで判断するとしております。これをLRIC検証と呼ぶこととしております。

3ポツ、現行の指針においては、比較対象の範囲を一致させるために、接続料総額に他事業者接続料を加えることとしております。

4ポツ、LRIC検証におきましては、例えば認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省においてそうした事情を考慮して取り扱うことを検討するというような考え方の整理がございました。

この考え方を踏まえまして、本研究会における検討事項で、先ほどソフトバンク様のプレゼンの中にもございましたが、検討事項としては2つ。①は、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るという他律的要因を客観的かつ定量的に確認するとすればどのような方法があるのか、②は、上記①の他律的要因以外に、LRIC検証に当たって考慮して取り扱うべき他律的要因がある場合に、当該他律的要因を客観的かつ定量的に確認するためどのような方法があるかというものでございます。

3ページ目をご覧ください。点線枠は先ほどの2つの検討事項、論点でございます。四角ポツのところ、他律的要因のうち、他事業者接続料による影響に係るものの取扱いについて、留意すべき事項として2点ございます。1点目、LRIC検証に当たって、他律的要因として、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇による影響を考慮の対象とす

る場合に、上昇しないことによる逆の影響も考慮の対象とするかということです。どちらも認可接続料と他事業者接続料とで上昇率に著しい乖離があることによる影響なのだと思えば、中立性の観点から同様に扱うべきではないかというものでございます。逆に、同様に扱わないとする場合にどのような合理的な理由があるのかということがございます。

2点目、指針に基づく検証では、利用者料金及び接続料の前々算定期間の実績値に対しまして、当年度の認可接続料を適用して検証を行ってございます。それを示しておりますのが下の図になります。本検証の対象となる音声通信呼としましては、着信先によって、PSTN着、ひかりIP電話着、他社直収電話着の3種類がございまして、それぞれに利用者料金と接続料の関係があり、また、単金、トラヒックがございまして、トラヒックのところをご覧いただくと、前々年度となっております。接続料の単金のところをご覧いただきますと、PSTN着(認可接続料)の場合には当年度、他社直収電話着(他事業者接続料)の場合には前々年度の単金がい用いられております。この対象年度が一致しないことによって、上昇率を比較しようと思しますと、正しく評価することができないという問題が生じます。この他律的要因による影響を考慮して、取り扱うに当たりましてまずは比較対象を一致させるべきではないかというものでございます。

4ページをご覧ください。他律的要因のうち他事業者接続料による影響に係るものの取扱い及び確認方法の案でございまして、1ポツ、概要でございまして、PSTN着と他社直収電話着の音声通信呼に係る接続料水準の上昇率を比較し、それらの差分が上限値を超える場合には、著しい乖離があるものとして他事業者接続料の影響を抑制した補正後の接続料等総額を用いて検証を行うという考え方でございまして。

2ポツ、詳細ですが、(1)から(4)まで4つの項目がございまして、(1)接続料水準の上昇率の比較方法について。接続料水準の上昇率を比較するに当たって、通信形態ごとの加重平均値とか、着信先事業者ごとの加重平均値を用いるという考え方でございまして。

(2)他事業者接続料の計算方法。これについて図表1及び2参照ということで、5ページをご覧くださいませうでしょうか。図表1は、対象年度のずれによる接続料水準上昇率への影響を示したものでございまして、ここでは例として、平成31年度認可接続料に係る検証を行う場合を想定して示してございまして。

真ん中の表をご覧ください。こちらは、対前年度上昇率によって比較を行う場合を示したものでございまして。比較を行うのは、認可接続料と他事業者接続料の上昇率です。LRIC方式によって接続料を算定する場合は、年度によって適用するモデルが異なっており

まして、ここには6次、7次、8次とございますが、およそ3年周期でモデルの見直しを行ってございます。認可接続料のところをご覧くださいますと、ここでは30ACから31ACへの上昇率となりますが、この場合、7次から8次へのモデル見直しの効果が含まれるということになります。一方、他事業者接続料の方は、28ACから29ACの上昇率であって、ここにはモデルの見直し効果が含まれません。したがって、モデル見直し効果の有無による上昇率への影響が生じるということになります。

下の表をご覧ください。こちらは前期適用期間同時期（3年前）からの年平均上昇率によって比較を行う場合です。認可接続料をご覧くださいますと、28ACから31ACの上昇率ということで、ここには7次から8次のモデル見直し効果が含まれます。他事業者接続料は、26ACから29ACということで、6次から7次へのモデル見直し効果が含まれます。よって、モデル見直し効果の有無の違いによる影響はキャンセルされますが、ただ、モデルの見直し効果の大小には違いがございますので、それによる上昇率への影響は依然として残るということになります。

6ページをご覧ください。図表2でございまして、これは他事業者接続料の計算の考え方をイメージとしてお示ししているものでございます。先ほどの対象年度のずれによる影響を改善するために、他事業者接続料の計算について、ここに①、②とございますが、着信先事業者ごとに当年度予測値を計算する方法が考えられるというものでございます。①は、着信先事業者のうち、前算定期間においてLRICモデルで算定した認可接続料をベンチマークとして採用しているような場合には、当年度の認可接続料を適用いたします。②は、①以外の場合には、LRICモデル見直しの影響を受けないと考えることができるため、前算定期間の水準に対前年度上昇率を乗じた値を適用する考え方でございます。この①、②は下の表の緑の部分に相当します。これら①、②の接続料の水準を加重平均して、他事業者接続料として当年度予測値を適用することによって、対象年度のずれを解消するというものでございます。

4ページ目に戻りまして、2ポツ(3)接続料等総額の補正方法についてでございます。先ほどの計算によって、3年前からの年平均上昇率を比較します。この差分、これは絶対値でございますが、上限値を上回る場合には、差分が上限値に等しくなるように他社直収電話着の方の上昇率を設定します。他事業者接続料の影響を抑制した補正後の接続料等総額を計算します。そして、これを用いてLRIC検証を実施するというものでございます。

(4) 結果の報告・公表についてでございます。LRIC検証の実施結果を総務省へ報

告いただくに当たっては、他律的要因の確認結果もその具体的な計算内容とあわせて総務省に報告いただくと、また、非公表とする正当な理由がある部分を除き、この結果等について公表するというものでございます。

その下の赤枠のところでございますが、次年度の接続料算定におけるLRIC検証に当たって考慮する他律的要因の取扱いとしましては、(1)、(3)及び(4)によって行いまして、(2)の当年度予測値につきましては、その予測の正確性とか妥当性、これを丁寧に確認するという観点からも、引き続き検討することとしてはどうかという考え方をお示ししてございます。

事務局からのご説明は以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきましてご質問等がございます構成員の方は、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。

【佐藤構成員】 それでは。

【辻座長】 佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 総務省の資料とソフトバンクの資料内容を確認しながら、コメントいたします。PSTNの接続料金を決めただけでも、今後その上昇が見込まれる中で、スタックテストによりユーザー料金との関係で競争上問題が起こるかどうかをチェックしていかなければならないということがそもそもの議論。そのときに、PSTNからのコールがどこに着信するかわからないので、ここの数値にはひかり電話と他事業者の接続の分が入り込んでいる。であれば、その他の要因を除外できるのであれば除外すべきであるけれども、確実に除外することができず他律的要因が影響するといけないので、そこが大きく影響を与える場合には補正しましょうという理解がまず1つです。

さらに、ソフトバンクは、他律的要因だけではなくて、ひかり電話の方の要因も含めて大きな影響が出ないようにすべきではないかと主張していて、総務省の方は、他律的要因ところの大きな影響だけでも排除しましょうと、そこがソフトバンクと総務省の資料の相違点だというのが確認事項の1つです。

次は、総務省の方の資料でいうと、他律的要因を除くのであれば、大きく上がった場合と大きく下がった場合と両方対応すべきであるということで、これはソフトバンクも同じ考えだと思えます。私もこの点については、本当は、他律的要因は除けるなら除いた方がいいけれども、そうでないとなれば、セカンドベストとして、上昇率あるいは下落率が大

きくなった場合は上下両方とも補正するという提案で、基本的に今までの我々の議論を反映していただいていると思いますというのが前半の確認です。

後半は、具体的に数字を作って動かしていくのに、例えば基準年度が違うとか、単年度でやるのか、複数年度で平均値をとるのかという技術的な議論だと理解しています。そうすると、これは少し数字を入れてやってみないと、この場で考え方だけ比べて、私としてもどちらがいいというコメントをすることはできないです。

ただ、年度が違っていいのですかと言われると、年度が違っていいのはそもそも等しくすべきではないかという気はするし、あるいは、3年で平均した方が上昇率がきちんと見られるのではないかと考えられる。これも数字を入れて少し検証してみないと、1年がいいか、3年がいいか、2年がいいのかもはっきり言えないところもあります。

この辺は技術的なことなので、総務省にて数字を作っていただいて、今言ったような基本的な考え方、他律的要因を排除してスタックテストによりきちんと競争状況がチェックできるような仕組みにするという考え方において、数字を入れて判断していただければと思います。

あと、ソフトバンクの提案については、今すぐ引き続き議論すべきかどうかはわからないので、とりあえずのコメントです。

【辻座長】 わかりやすく説明していただきまして、ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

5ページの図で比較しますと、2年で比較するのがいいのか、3年で比較するのがいいのかです。2年ですと制度変更が片方にだけかかって、3年ですと両方とも制度変更がかかるからとよいと言えます。制度変更で大きく変わるのであれば、3年がいいです。しかし、どちらがうまく反映しているかは、やはり過去のデータを見た方がいいかもわからないですね。

【佐藤構成員】 大体、接続料を決めるときに、制度が変わって3年ぐらいで新しいルールで計算し接続料が決まるというパターンで実施しています。1つは、その時点で計算方法が変わったりするので、連続的というより少しばかり非連続的な接続料となるというのが1つです。

それから、多分ミラーのものもありますが、先にNTT東日本・西日本向けの接続料が決まってから、他社がそれに対応して、いろいろ変更してくるので、そういうタイムラグみたいなのところもあるとすれば、平均化した方が、制度変更とか各社の対応のずれが緩和

されるのではないかとはいいます。

【小澤料金サービス課課長補佐】 事務局の方から補足をさせていただきます。モデルの見直し効果についてでございますが、例えば現行7次モデルが適用されておまして、これは28年度から30年度の接続料に適用されております。27年度から28年度に移行する際には、IC接続料、これはおよそ横ばいに近いような形になります。2年目、3年目につきましては大きな上昇率になりまして、総じて3年間で12%といった上昇率になりますが、これは均等かというところではなくて、12%の内訳としてはほとんどが2年目、3年目となっております。

【辻座長】 そうしたら、短ければ、制度変更のところで伸び率が減ってしまうというのが出ますから、若干長くとした方が、それぞれの年度の違い、制度変更の違いとか入るので平準化できるというお考えですね。

【小澤料金サービス課課長補佐】 そうです。

【辻座長】 わかりました。

ほかにどなたかご意見ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等がおありになるオブザーバーの方がございましたら、発言をお願いしたいと思います。

【KDDI】 KDDIです。事務局の資料の18-2について、3点コメントさせていただきます。

1点目については、3ページ目のところで上がる影響と下がる影響、両方見るべきかといったところに関しては、これは両方見るべきだと我々としては思います。もともと他律的要因をなぜ考慮するのかといったことを考えた場合は、結局、認可接続料ではないところの影響をもってLRIC検証に耐えられたり耐えられなかったりといったことがありますよねといったところがあるから、他律的要因のところを考慮しようという話になっていると理解しているので、その影響は当然上がる影響もあれば、下がる影響もあると、下がったことによって、逆にLRIC検証にひっかからないといったこともあるので、そこは当然両方見ていくべきだと考えています。

2点目については、同じく3ページ目のところで、比較対象を一致させるべきかどうかといったところについては、ここはPSTN発、例えば他事業者着といったときの他事業者接続料というのは、以前の研究会でもありましたが、大きくは2つあって、1つは、PSTNの接続料であるLRICとミラーで設定するという事業者と、あとは、LRICと

は関係なく設定する事業者とあって、前者のLRICとミラーで設定するという事業者が多いのだと思いますが、その場合、LRICの2年前の水準と2年後の水準は今、結構大きく開いてきているといったところもあるので、そこはやはり年度はそろえて見るべきだと考えています。

3点目が、5ページ目のところです。上昇率を見るときに前年度との比較で見るとか、3年前のモデルと比較して年平均で見るとかといったところについては、先ほどもいろいろ話があったとおり、LRICについては大体3年でモデルの変更をやっていて、モデルを変更したときというのは、やはり接続料としてはそこで変動があるので、前年度で見てしまうと、モデルをちょうど変更したタイミングの年度の上昇率が小さく見えて、ほかの年度は高く見えるといったことで、少しでこぼこしてしまうというところがあるので、ここはその影響をなだらかにするという意味で3年前のところから比較すると、モデルを変えた1年目と1年目の比較、もしくは2年目と2年目の比較といったことになるので、モデルを変えたところの影響が年平均で緩和されるので、ここは事務局のおっしゃっているとおり、3年前の方で見た方がいいのではないかと考えています。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

何か事務局から、今の回答とかございますでしょうか。

【小澤料金サービス課課長補佐】 今頂いたコメントは、賛同のご意見ということで認識しました。

【辻座長】 ほかにございませんでしょうか。

【NTT東日本】 NTT東日本の徳山です。今のお話は、算定方法の議論になっているかと思いますが、その前に前提としてのお話を少し差し上げたいと思います。

我々が思っていることを申しますと、もともとの情報通信審議会答申、総務省様の資料の1ページ目のところですが、ここの2のところ、現行の指針に基づくスタックテストのうち、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るかどうかの基準を用いることで判断するとございます。我々の認識は、まずは20%の基準で判断し、その後、他律的要因を考えていくという順序性があるというふうにご答申を理解しております。それが違うと言われればそうなのかもしれませんが。

この手順によって、他律的要因を検証するという事は、我々も申し上げたことでございまして、全く否定しませんが、その順序性をぜひ考慮いただきたい。そうしないと、算定がす

ごく煩瑣になってしまい、稼動的な問題もあるので、まずは20%の基準を満たすかを、しっかりと見ていただいて、その後に何でこうなっているのだということの他律的要因を検証という順番にしていきたいと思います。また、先ほどKDDI様もおっしゃられましたけれども、もともと他律的要因は、接続料が上昇する・下降するを反映するという趣旨というよりも、いわゆる特異な事象、例えば他の規制でいうところの、外生的要因のようなイメージで申し上げているところであり、総務省様の資料でも1ページ目に幾つか記載いただいているように、「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇」というような内容を考えています。極端な例ですけれども、他事業者様がなくなった等のような特異な事例があったときにまで弊社のスタックテストが基準を満たさなかったと指摘いただくのは少し厳しいなということを申し上げたいということです。弊社としては、「著しい」と書かれているので多分に著しい状況を指しているのだと思っていただいております。

また、本日、総務省様やソフトバンク様が提出された資料については、十分確認できておりませんので、これらに対する意見については別に確認させていただきたいと思いますが、他律的要因を考える順序性の話と、「著しい」というところの考え方の整理をぜひ図っていただきたいと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

事務局側で今のコメントに対応がございませうでしょうか。

【小澤料金サービス課課長補佐】 1点補足をさせていただきます。NTT東日本・西日本様のご意見のうち、2点目の「著しい」ということについて、何をもって著しいとするかというのは今後の精査があり得ると思いますが、今回の事務局資料の中で、先ほど説明を省略してしまいましたが、その点について触れさせていただきます。

4ページ目をご覧ください。2の(3)の2行目、上限値のところに、括弧で2ポイントというものが例示でございませうが、お示ししてございませう。これ、※(注釈)がありまして、その下の※のところをご覧くださいませうと、2ポイントの考え方としまして、平成27年度に対する平成30年度のIC接続料の年平均上昇率、これを目安とすると。先ほど12%というふうに申し上げましたが、年平均上昇率としますと例えば4%を目安とする。目安というのは上昇の例えば基本単位のようなものとみなす。これに、他事業者接続料の影響に係るのは着信側部分のみになりますので、2分の1を乗じたもの、つまりは、2ポイントというのが「著しい」程度の1つの考え方としてあるのではないかとということでお示ししてございませう。

先ほどのご発言にもありました着信先事業者の一部はLRICモデルの認可接続料をベンチマークとして用いているということを踏まえましても、そうではない、残りの事業者様の接続料が著しく変動することによってIC接続料年平均上昇率相当の乖離が生じるというのは、著しい乖離があるとみなす考え方もあり得るのではないかと考えています。

【辻座長】 わかりました。

【佐藤構成員】 改めて確認しておきます。何のためにこういうスタックテストの議論をここですのかということ、接続料がこれから上がっていく中で、やはりユーザー料金との関係で価格圧搾が起こる危険性がある。逆ざやになって、競争状況が難しくなる状況があるのをできるだけ避けたいなということで議論したと思います。やはりそこに戻って判断していただければいいです。

他律的要因はやはりできれば除くべきで、除けないのであれば、影響が出ないように補正なりできるだけの対応をするべきということ。上がる場合、下がる場合どうするという話ではなくて、やはりきちんと競争状態がチェックできるような物差しとしてスタックテストを準備するということだと思うので、その観点で判断いただきたいと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

ソフトバンクの伊藤様が手を挙げられたみたいですが、いいですか。

【ソフトバンク】 先ほどの順序性の話ですが、他事業者が著しく上がったので、そこまではさすがにNTT東日本・西日本様として面倒見切れないというところで、スタックテストが満たせなかったときに著しい上昇の影響を省くというところは当然ですが、当然逆の場合もあるわけで、著しく他事業者が下がった場合は見なくていいのですかというところは、それはさすがに同じ条件で見るべきだと思いますので、そこは同等の条件で見ていただきたいというのが我々の考えでございます。

それからもう一つ、他律的要因の考慮範囲は他事業者というところで、ひかり電話は全く見ないということですが、今回仮に総務省様のこの検証を回したときに、これはレアケースなのかもしれないですが、仮にPSTN、LRICが上昇が抑えられて、ひかり電話が今後下がり続けるというところも確認があるわけでもありませんが、仮に何らかの要因でひかり電話の接続料が大きく上がったということがあったときに、それでスタックテストを回して基準を満たさなかったときに、LRICはさほど上がっていないのにそこでLRICをいじるのですかというところは少し腑に落ちないところがあって、そ

のあたりのオペレーションというところはどういう、それでもLRICをいじるのかという事なのかというところは確認をしたいなと思っています。

【辻座長】 そしたら、ひかり電話は除いてある点、それについて少しご説明いただきましょうか。

【小澤料金サービス課課長補佐】 PSTN接続料の設定に当たって、価格圧搾のおそれが生じているかどうかというものを判断します。それに当たって、今この検証方法を用いますという中で、PSTN接続料に対する他律的要因という意味では、ひかり電話も他事業者接続料と同様に他律的要因という概念ではあり得るかと思います。一方で、ひかり電話の方は認可接続料ですので、その点で他事業者接続料とは異なると。

今回の事務局案としましては、まずは他事業者接続料についてその影響を除外するという確認方法をお示ししてございます。ソフトバンク様がおっしゃられたようなひかり電話による影響を適正に取り扱う必要があるということであれば、今後精査というのにはあり得ると考えてございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

では、NTT西日本の重田様。

【NTT西日本】 NTT西日本の重田です。佐藤構成員からお話があったとおり、本件は、価格圧搾に着目するやり方ということで、算定の合理性は理解しているつもりですが、先ほどソフトバンク様がおっしゃられたように、他事業者接続料が何らかの理由により下がっていくという局面を仮に想定した場合、当該接続料を負担されている他の事業者様からすると、ユーザー料金を値下げする余地が生じるのに対して、当社においては、本ルールに則るということであれば、この算定方法に基づいて大幅に下落した他事業者接続料は考慮せずに、2%という上限・下限を適用されたバーチャルなコスト負担の下で20%の枠内におさまるよう運用しなければならず、ユーザー料金の観点で申せば、それ以上の値下げができないという状況に追い込まれることとなります。実現するかどうかでいうと極めてレアケースではあると思いますが、そういった事象をきちんと論理的に排除していただくということも考慮いただけないかと疑問に思った次第でございます。

以上です。

【辻座長】 わかりました。ありがとうございます。

では、KDDI。

【KDDI】 著しい上昇をどこで判断するかというところで、4ページ目の補正方法のところ、あるしきい値を設けてといったことで2ポイントといったところがありますが、今回でいくと、IC接続料の27年度から30年度の上昇率を1つの基準としてとっていて、正直ここは正解があるということはなく、何が合っていて間違っているかというのではないのだと思っています。

そういった観点で、2ポイントというのを見たときにこれがどうなのかという観点でいくと、例えば事業者間の接続料の精算みたいなところは、接続料を請求する側とされる側で、それぞれ自分たちの設備でトラヒックとかをとって、請求する額と請求されるであろう額の照合作業をしていて、その差分というのは一応2%までは正規の請求として取り扱うといったようなことで運用していたりもするので、この2ポイントというところが、理屈はいろいろありますが、絶対値としてどうなのかと言われると、2ポイント以内であれば正規に扱ってもいいのではないかみたいなところは少し感覚としてはあります。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

【NTT東日本】 算定の話に戻ってしまっておりますが、市場観として、OABJ番号着の競争状況をもう一度判断していただきたいと思います。NTT東日本・西日本と他社様との競争市場がお客様から見えるのかというところが気になっていますので、その点を改めて申し上げておきたいと思います。

【辻座長】 ありがとうございました。いろいろご意見が出ましたので、ここで集約するということではありませんので、それでは、いろいろいただきました意見を参考に、総務省では適正に対処していただくということで、ひとまずこの議論はここで中断させていただきますけれども、それでよろしいでしょうか。それでは、総務省の方でよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、PPPoE接続及びNDA等に関するフォローアップについての議題に移りたいと思います。まず、事務局から5分以内でご説明を頂き、その後、JAIPAよりご説明を頂き、さらにその後、NTT東日本・西日本より説明を頂きたいと思っております。そして、それに関する質疑応答を行う時間を設けたいと思います。

それではまず、事務局より説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 資料18-3に基づきましてご説明をいたします。「現行制度における接続に関する情報の取扱いについて」と題しております。

おめくりいただきまして1枚目です。本資料におきましては、今回、前回NDAの関係が話題になったと、また、今回の研究会でNDAを含めて議題とさせていただいているということで、その関係の情報開示に関する検討の材料として供したいと思ひまして、こういう資料をお作りさせていただいた次第です。

現行制度において、接続に関する情報の取扱いについてどのようなルールなどが定められ、また、どのような取組みをしているかということでございます。まず1つ目、電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備との接続に関し、公平性・透明性・接続の迅速性等を担保するため、接続約款、接続会計及び網機能の提供計画の公表を義務づけているというところは皆様ご承知のところかと思ひます。また、同様の観点から、これは相当昔ですけれども、少なくとも平成9年か10年ごろから接続約款の認可申請資料がNTT東日本・西日本様あるいはNTT様から出てくるということですのでけれども、これを一般の閲覧に供して、他事業者及び申請事業者であるNTT様、NTT東日本・西日本様の意見提出機会を確保するなど、議論自体の透明性向上にも取り組んできたものと考えております。

また、接続に関連する法令として情報開示の告示という仕組みがございまして、その告示の中では、下の青い表にある情報の開示を義務づけております。こちらは、ただ、開示ということで、接続事業者あるいは事業者向けの開示の範囲を規定しておりまして、どういった情報まで一般公表すべきかという公表すべき情報の範囲までは規定していないところでございます。下の青い表にある例えば開示方法のところ、無償による電気通信回線を通じた開示の義務づけ、そうした方法で開示すべき情報として4項目ぐらい挙げておりますが、これはあくまで事業者向けに通信回線を通じた開示を無償ですればよいという趣旨であって、公表まで義務づけているものではございません。実態としては一部公表されているものと思ひますけれども、それは実態ということでございます。

次のページに行ってくださいまして、2枚目です。あとは、法制度ではございませんけれども、総務省としましては、さまざまな接続関係の政策の議論等を踏まえまして、必要に応じ文書によりNTT東日本・西日本様に要請などをしまして、一定の情報の開示や公表を求めることがございます。最近においても、このオレンジ色の表にあるような文書を出しまして、さまざまな情報の開示あるいは公表を求めてございます。平成29年度以降の多くは、この研究会の議論の成果を踏まえてお出ししたものですので、ご承知のものも多いかと思ひます。ただ、右の方に開示または公表の区別を示しておりますけれども、最近は実は開示を求めていることが多いということでもあります。ただ、少し戻ると、平成

28年ごろまで行くと公表を求めたりしてしまし、必ずしも開示か公表かどちらを求め
るかということについて何か一定の決まりがあるというわけでは現在ないと思っていまし
て、必要に応じ考えるというようなケース・バイ・ケースの対応をしているのではないかと
考えております。

最後、一番下、4番ですけれども、接続に係る事業者間の守秘義務（NDA）について
直接規範を定める法令等の規定や、また、文書による要請等は、調べた限りでは存在しな
いのではないかと考えております。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、JAIPAから10分以内でご説明いただき、その後、質疑応答
の時間を設けたいと思います。それでは、JAIPAの立石様、よろしく願いいたしま
す。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。それでは、資料
18-4になります。2枚めくって4ページ目、再掲ということで何度も同じような中身
にはなっていますが、相変わらずPPPoEのトラヒックは場所によっては混んでいると
いうことで、前々回ですかね、NTT東日本・西日本様の、余裕があるという話でしたが、
やはり余裕があるわけではない、全部が全部ではありませんが、やはり余裕がないところ
はないと、それから、高利用率の地域が、IPoE方式の切りかえに取り組んでいる、確
かにそれは現象面としてはそうですが、皆様が皆様やりたくてやっているわけではなくて、
ユーザーが逃げていくというところでやむなくやっているというところなんです。ですので、
IPoEに関しても、これも従前からお話し、お願いしていますように、単県POIとか
費用負担等の同等の条件を整備していただきたいと、特に地方の視点からいうと、この辺
は、PPPoEではやっていたところが、IPoEではできないといったサービスも現に
存在しますので、その辺はお考えいただけたらと思います。

1枚おめくりいただきまして、網終端装置の輻輳状況の実例ということで、佐藤構成員
の方から公開できないかということで承ったものですので、これも再掲になりますけれど
も、こういうものを出したのですが、交渉力の差によって、それから、光卸とか接続以外
での不利益があるということで、このパターンを見ると多分おそらくどこかはわかるとい
うことで、大変申し訳ないですけれども、情報公開はできなくて、構成員限りという形に
なっております。

6 ページ目です。6 ページ目は、どこでトラヒックを測ったかというところですが、次ページ以降で見ていただいたらわかりますが、めくっていただいて7 ページになりますけれども、輻輳状況実例(3)ということで、一番上に達していないところもありますが、これ、グラフの縦軸の取り方だったりとかなので、その辺は誤差と思っていただいて、もうそれ以上行かないところがピークだと思っていただけたらと思います。

7 ページ目の例えばNTE 5 と書いている左側の一番下のグラフ、これの一番左端の8時から10時ぐらいのところと、それから、翌日の、右の方になりますけれども、8時から10時ぐらいのあたりを見ていただくと、全然トラヒック量が違います。これが従前から申し上げた、ウィンドウズアップデートが起きるとこういうふうになっているということです。

同じような現象はNTE 4にも出ていまして、これは、ですから、曜日が1日ずれていますが、左側の8時、お昼ぐらいまで完全にこれ、輻輳していますが、翌日の8時-10時は半分ちょっとぐらいまでしか行っていないといった状況で、明らかにアップデートトラヒックの影響が出ていて、ここで輻輳していると。その他のところはやはり見ていただいてわかりますように、6時以降、7時、8時ぐらいから12時、1時ぐらいまでが混む、これはいわゆる動画のトラヒックだと思います。

1枚めくっていただきまして、ほぼ同じような状況ですけれども、8ページ目も、これは朝が出ていませんが、やはり夜が6時過ぎると全然詰まっているといったところから、やはり12時過ぎると皆様寝るとするのがよくわかると思いますけれども、1時、2時にかけて急にトラヒックが落ちていくというのが見てとれると思います。

めくっていただきまして、それで、見ていただいたらわかるように、増設基準をやはりトラヒックベースにさせていただきたいと、10ページ目になりますけれども、前からお話ししているように、トラヒックが大体、どのISP事業者も50%を超過しないような形で今まで増設、バックボーンにしろやってきていますので、50%が見えてきた時点で申請させていただく。増設基準の期間として6カ月から8カ月かかるということがあります。ご存じのように、今、4Kとか、オリンピックに対する過度な期待を時々私も感じますが、現状だと少し厳しいというか、相当無理だなということしかお答えできないという残念な結果になっておりますので、その辺についてはいろいろ考えていただきたいなと思います。

この後、次の11ページ目、先ほどの関連のことに対しては、ここからは小畑理事の方から説明させていただきます。

【日本インターネットプロバイダー協会】 それでは、引き続き、私の方から説明させていただきます。まず12ページですが、網終端装置に係る情報公開の件ですけれども、佐藤構成員からのご質問です。それに対しまして、我々で考えておりますのは、1つは、約款に基づく接続における情報でありますので、あまねくこの約款を利用して接続する事業者はその条件をもって接続するわけですけれども、そちらで共通で認識される情報、例えばインターフェースの情報とか性能の情報とか、このあたりは公開していただきたい。それに対しまして、個別ISP事業者に関する設定情報、これは例えばネットワーク構成とかIPアドレスとか個別の情報、ないしは情報セキュリティにかかわるような、つまり、これが漏れるとアタックされるとか、そういうものについては公開する必要がないと思っておりますけれども、それ以外のものについては公開していただきたいと考えております。

といいますのは、現状ですと、事業者間で自由に意見を交わしてより良いNGNの使い方を幅広く議論していくということではできませんので、あくまでも接続事業者が個別にNTT東日本・西日本様と交渉しないとイケないという情報公開の在り方になっておりまして、先ほどの輻輳の問題というのも出てきても、一切議論ができない、具体的な議論ができない、ないしは対策がとれないという問題が生じております。

次に、エンドツーエンド料金設定権の協議とNTT東日本様の対応の問題です。先日の研究会におきまして、従前よりJAIPA及びさまざまなISP事業者が、NTT東日本様に対して要望させていただいておりましたエンドツーエンド料金設定につきまして、NTT東日本様より、接続申込みをしてもらえれば検討するというご発言があった次第ですが、それに基づきましてエンドツーエンド料金設定の接続申込みを進めております。

15ページですが、昨年12月14日に複数のISP事業者がNTT東日本様に対して協議要望を送付しております。また、そのうちの2社が、NTT東日本様に対して事前調査申込書を、これはNTT東日本様のおっしゃるようには提出しているという状況です。本件につきましては、NGNアンバンドル等、つまり、エンドツーエンド料金設定等にかかわる対応をJAIPAは上記の複数のISP事業者から受任しているところですが、これにつきましては、私の方で担当執行理事として協会内では対応しているところです。要望している内容は、下の図にありますように、網終端装置のPOIからONUまでの区間についてユーザー単位の接続料を設定すること、さらに、4月末日までに開始していただくこと、それと、提供開始予定日を先月末日までに回答いただくことを要望しております。

しかしながら、次の16ページにありますように、NTT東日本様の方から、JAIP

Aへの委任については、公印つき契約書面をNTT東日本様に示さない限り委任の事実を認めないということで、JAIPAに対して協議を進めることができないという回答を受けておりまして、完全に止まっている状況です。

こうした委任の形態というのは、例えばコンサルタントにいろいろな委任をしたりとか、さまざまな形式で、さらにさまざまな場で行われると思いますが、公印つき契約書面を開示しないと委任の事実を認めることができず、協議ができないというのは、多分、今、事業推進に当たってあまり一般的ではないのではないかと考えております。もう一つは、特に具体的な理由のない受付拒否とか、あと、手続を進めるということに対する拒否というのは、そもそも公正・透明・適正であるべき接続制度に反するものではないかと考えております。

時系列で追いますと、17ページのとおり、12月21日に事前調査申込書を発送しておりまして、25日に日本郵便様から配達証明を受け取っているところですが、その後NTT東日本様から一切回答がなく、受付確認書につきましては、そもそもの提出したJAIPAではなくて、事前調査申込書に書かれているISP事業者に1月23日に受付を確認したという形で出されております。

さらにもう一つ大きな問題がありまして、NTT東日本様の方で事前調査申込の提出から1カ月程度たって初めて確認書を出しているというところですが、そもそも1カ月以内に回答するはずだと思いますが、1カ月たって初めて確認書を出しているというような、これはNTT東日本のおっしゃるところでは、委任状況を確認できないからということと、さらに、必要事項を確認するのにきっと手間取ったのではないかとと思いますが、いずれにしろ、今、手続が遅延している、遅滞しているという状況にあります。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは次に、NTT東日本・西日本から5分以内でご説明を頂きたいと思います。NTT西日本設備本部相互設備推進部長、田中様よりお願いいたします。

【NTT西日本】 NTT西日本の田中でございます。前回、前々回に私どもから説明した内容について構成員からご質問を頂いておりますので、その回答について、資料18-5に基づきご説明させていただきたいと思います。

それでは、2-1の方からご説明させていただきます。これは酒井構成員からのご質問でございます。前々回、私どもの方から帯域利用率とパケットロスとの関係についてご説

明させていただきましたが、パケットロス率が待行列の理論値であるM/M/1モデルを用いてシミュレーションをしたときに、本当に使用環境の状況に異常がなく妥当性があるのかということを確認すべきではないかというアドバイスをいただいて、確認させていただきました。

実施結果については、次ページになります。商用データが含まれますので、構成員限りの扱いにさせていただきます。前々回、パケットロスの散布図に使用したデータの平均値をグラフ化したものが左側となります。それから、右側が、現在使用しています網終端装置のバッファサイズ等の仕様を前提に、理論値のM/M/1でシミュレーションしたものとなります。

比較して見ていただきますとわかるとおり、どちらも帯域利用率が100%近くになるとパケットロス数が上昇していくという傾向になっていまして、おおむね商用の環境と、理論値モデルのシミュレーションとは大きく乖離していない、特異な状況は発生していないということが言えるのではないかと思います。

なお、少し帯域利用率が上がってきたときに商用のデータの方が少し早目に立ち上がっているところがあると思いますが、ここに関しては酒井構成員がご質問の中でもご指摘されているとおり、現実には理論値のようにきれいにパケットが流れてくるわけではなくて、瞬間的なバーストラヒックが発生したときにはパケットロス起きることがあるのでしょうか、IPネットワークの特性上、再送信をしていたりとか、アプリケーションの機能で補正機能があるなどで、一定程度カバーできているのではないかと考えているところでございます。質問2-1に関しては以上でございます。

めくっていただきまして、質問1-1をご説明いたします。佐藤構成員から3点、ご質問をいただいております、その1つ目になります。前回、前々回、トラヒックデータを提出させていただきました。佐藤構成員から、ISP事業者様で見られるものと見られないものを分けた方がいいのではないかということで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

ISPの事業者の皆様におかれましては、2ページ先の別紙で示しておりますとおり、トラヒックレポートシステムを介して、どのように見えるのかを別紙で添付させていただいております。構成員限りとさせていただきますが、このように見える、確認いただけるところでございます。

その上で、今回佐藤構成員からご指摘いただいた前回のトラヒックデータですが、基本

的には I S P 事業者の皆様でも取得可能なデータとなりますが、この研究会等で構成員、またオブザーバーの皆様からのご指摘を踏まえ、より検討を深めるということで、我々が個別にサンプルで取得したデータもありますので、お示したトラフィックデータの取得可否について具体的にご説明します。

前回、3種類のデータをお示しさせていただきました。I S P 事業者様ごと、県ごとのトラフィックの状況のマトリックスのようなものをお示しさせてもらったと思いますが、これに関しては、I S P 事業者様でもトラフィックレポートシステムで見られるもので作っているところがございます。それ以外に、帯域利用率とパケットロスの関係のパケットのロスの状況や、5分間の平均データを細かくとっているところに関しては、資料でいきますと青枠で示しているところになりますが、この研究会用に私どもの方で特別に調査をしたデータというところがございます。

それでは、質問1-2をご説明させていただきたいと思います。佐藤構成員の質問の2つ目になります。あるところに1台の網終端装置があって、それが混雑していて、同じところに同じような網終端装置があった場合、余裕があるような状態は起こり得るのか。複数台あるとどうなるのかというご質問だと思っています。

同一の P O I ビルに同一の事業者様が複数台あった場合に関しては、N G N 側の網機能でセッションをおおむね均等になるように割り振りをしております。さらに、そのセッションを割り振った中で、ある網終端装置にヘビーユーザー様が固まって存在し、トラフィックが混雑するようなことも考えられるかと思いますが、そのようなときには、I S P 事業者様からのご依頼に基づいて、一旦そのユーザー様は少し瞬断が伴いますが、切りかえをさせていただくような対応を行いながら、再分散しているところがございます。

めくっていただきまして、質問の最後、佐藤構成員の3つ目になります。今日も N D A の議論がありましたけれども、そもそも N D A の対象となっているものは何なのかというご質問かと思っています。そのあたりを今回表で3つの分類で書かせてもらっております。

基本的に当社といたしましては、電気通信市場の公正な競争を促進するという観点から、いろいろな手続系であったり、さらには接続に必要な費用、技術条件等の情報に関しては、電気通信事業者の皆様が必要だということで、情報開示を総務省様の指導に基づきしっかりと対応させていただいております。それらの一般的に公表しているものが、この表でいきますと、一番下段のところになります。

しかしながら、例えばですが、当社の設備の構成とか、P O I ビルの情報、コロケーシ

ョンの場所、空き情報、一部、セキュリティに影響のあるような情報・技術、経営的な観点みたいな情報に関しては、やはり公表というのは難しく、接続事業者様に、秘密を厳守するということを含めて、目的外に利用しないよねということの約束を頂きながら、事業者様にお見せをしているものというところが、これが資料でいきますと中段の行になります。

最後、上段の個別の開示になります。個別の協議資料や、事前調査回答などは、当社はもとより、接続を申し込まれている事業者様にとっても、事業戦略上の情報だと思しますので、双方で秘密を守っていくということを含めて、お互いに目的外で利用しないように守っていこうということが、この資料でいくと上段のところになります。

ただ、表の下に※印で書かせてもらっていますけれども、協議や事前調査のやりとりをしている中でも、やりとりの中で、そのタイミングで公知の情報になったもの、さらには、お互いに情報を開示することに対して合意を得たものに関しては開示ができるのではないかと考えているところでございます。

質問に対するご回答、説明については以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答になりますが、最初に事務局から、JAIPAからの説明につきまして、何かコメント等はございますでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。JAIPAの資料の17ページに総務省と出てくるので、念のために確認をさせていただきたいのですけれども、この17ページの水色の四角に「総務省殿に確認」と書いてあるのは、どのようなご趣旨でしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 これはこの記載内容をこの場で総務省殿に確認したいということです。確認したという意味ではなくて、確認したいということです。

【大磯料金サービス課課長補佐】 わかりました。では、今の時点で可能な範囲で少しお答えをしたいと思います。事前にこの資料を頂いていましたので、少し考えてみました。接続約款は、NTT東日本・西日本様が定めているものであって、その解釈は一義的にまず定めているNTT東日本・西日本様が考えられることではあると思いますけれども、仮にこういった約款の規定が法令の規定だったとしたら、普通はどのように解釈するかという観点から考えてみたものでございます。

多分2つあると思って、まず1つ目の、受付時点で受付確認書が出されないということ

は問題かどうかということです。この約款、書いてあるとおり、12条は、必要事項が記載されていることを確認したときをもって受付とします。受け付けたときは書面により通知しますとなっています。

これは普通に読めば、通常は、必要事項が記載された申込書を受領したら、速やかに受付確認書が発行されるという趣旨だと思います。しかしながら、いつまでに出すかという期限の明確な定めはなく、また、直ちにとか速やかにといった文言もございませんので、受付け後直ちに発行されないとしても、それが直ちに規定に反するとまでは言えないのではないかとと思われるところです。しかしながら一方で、受付けしないというのがこの規定の関係で可能かというところ、何か確認しないと正式な受付けにしないというところの対応は、場合によってはやはり疑問が残るのではないかと思うところでございます。

それから、2つ目は、事前調査申込書に記載された連絡先以外への連絡は、これは約款外手続、すなわち、約款の規定違反ではないかというようなご指摘かと思います。こちらにつきましても私の方で約款の申込書の様式とかを見ましたけれども、通常は申込書に記載されている連絡先に連絡するのが普通ではないかと思います。しかしながら、申込書記載の連絡先に連絡しなければならないというふうな規定はあるのかなのか、おそくないのではないかと思いますけれども、それがないということであれば、諸事情を勘案して申込書に記載された連絡先以外の連絡先に連絡することが直ちに約款に反するとまでは言えないのではないかと思います。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、3件のプレゼンにつきまして、ご質問等がございます構成員の方、挙手をお願いしたいと思います。どなた様でも結構です。

では、佐藤構成員。

【佐藤構成員】 まず、たくさんの質問に対し、NTT東日本・西日本にお答えいただき、ありがとうございます。守秘義務に関しては、事業者でいろいろ情報交換しながら議論していく中で、会議をしたこともお互い報告できないというのは、やり過ぎなところがあるのではないかと思います。このことについてNTT東日本・西日本の考えを伺いたいです。あとは、総務省が調べていただいた資料に、具体的に何か定まったルールがあるものではないという記述がありますが、定まったルールがないことで、きちんとした議論が進まないとか、交渉上いろいろな問題が起こるのであれば、ガイドライン的なものを作る

ことも含めて、我々も議論していかないといけないように思いますので、検討いただきたいと思います。

あと、J A I P AとN T T東日本間の接続申込に係る話で、私の理解だと、普通、接続の申込みは、申し出を受けたらN T T東日本・西日本には許諾義務があつて、コスト的に、あるいは技術的に難しいということがあれば、受け付けない至当な理由を説明するという事になっているという理解。受け付けないなどということは想定していません。やはり基本的には受け付けて真摯に対応しますというルールだと思うので、これも何でこういうことが起こっているのか、ルールづくりにかかわった委員としては理解できません。こういうことが起こり得ることであれば、総務省の方でも、受け付けないとかなかなかまとまらない場合等にはどのような指導・対応が必要となるのか、考えていただいた方がいいかもしれないと思います。

あと、輻輳問題についていろいろ質問してデータを確認したりしているのはなぜかというのと、N T T東日本・西日本のデータとJ A I P Aで、混んでいる・混んでいないの判断が余りに異なっており、N T T東日本・西日本は、例えば70%ぐらいで、混んでいるところもあるだろうけど「そんなに混んでませんよ」と言われて、J A I P Aの資料では、結構混んでいるところがありますよと言う。どちらが真実なのかがわからない。要するに、もどに戻ると、輻輳が起こっているという議論があつたので、それを解決するルールはありませんかと議論し、では、網終端装置の投資をもう少し促進できるようにしましょうとか、いやいや、そもそもトラヒックベースの増設基準でないといけないのではないかとか、そのような議論をした中で、本当にどこがどれだけ輻輳しているか確認できないと議論が進まないで、まずはそれをはっきりさせましょう、あるいはルールを変えたことで輻輳が少し減ったということが確認できるようにお互い客観的な指標を作りましょうという議論であつたと思います。両者の主張があまりに乖離しているので、どうしてか疑問に思うところです。

今日、J A I P Aによれば、サンプルではありますが、結構、輻輳しているよというデータもあつて、N T T東日本・西日本がこののデータを見られるとどんなふうに思われるのか。数字の集計の違いなのか、サンプルのとり方の違いなのか、少しN T T東日本・西日本の考え方をお聞かせいただければと思います。

【辻座長】 お答えになれるのでしたら、お願いします。

【N T T西日本】 N D Aの関係については、佐藤構成員のおっしゃるとおりでございます。

ます。何でもかんでも情報を守ろうということではなく、我々は接続を推進していくために、どの範囲でどういう情報をどういうメンバーで共有させていただくのがよいか、協議の中で認識を合わさせていただきながら進めさせていただければと思います。

【佐藤構成員】 改善しますということですね。

【NTT西日本】 はい。拒否するものではありません。

【佐藤構成員】 総務省の方でも、対応について一応検討してみしてほしいと思います。

【NTT東日本】 NDAの件について少しだけ言わせていただきたいのですが、NDAはもともと、お互いが信頼関係を作って、少し踏み込んだ情報も含めてやり取りする際に結ぶべきものでございまして、NDAを結ばない方がいいというのであれば、結ばないという解もあるのだと思います。

私どもの対応が少し後ろ向きに見えるのかもしれませんが、ビジネス界の常識においては、逆にNDAを結ばないことにより、公表できるか、できないかを一々判断することになり、円滑でスピーディーな協議ができないという感覚があると思うのですが、そんなことを言うと後ろ向きに映るといけないので、できるだけ前向きに、今までのやり方を少し変えた方がいいのかなと思っています。

【佐藤構成員】 わかりました。今の前提でいうと、両方が合意しているということだと思うので、そういうことで結構だと思います。

【NTT東日本】 それと、残り2つについてまずお答えさせていただきたいと思います。接続拒否というふうに言われてしまい、本日資料を拝見して驚いたのですが、まずそのようなことは全くないと思っております。本日、小畑様にご説明いただいて、小畑様が代表されているということ初めて伺ったところです。先ほど2社様から事前調査申込があったという話もあったかと思いますが、2社様から頂いた手続の話と、実際に協議をこういった場やJAIPA様の代々木のビルに伺ってという話とを平行に考えていいと思いますが、事前調査申込への回答文書は1カ月以内に返さなければならないというルールもございます。受付についても、いろいろな営みの中で、いろいろな事業者様がいる中で必要書類が漏れていたりだとか、公印が漏れていたりだとか、双方でいろいろと意思確認を行いながら、間違えないように手続を進めるためにそういう手続をさせていただいているだけで、止めるなんていう気は毛頭ございません。

今回、年末ぎりぎりに事前調査申込をいただきまして、私どもも約10日間ぐらい全く動けない期間があったので、年末ぎりぎりのこの時期来るのだと少し苦しいのですが、

どうでしょうかというお電話をすると、指定連絡先以外に連絡しないでほしいと怒られたり、いろいろそんなことがございまして、この辺についても、小畑様が代表をやっていただけなのであれば、以前の I P v 6 提供開始のときに協議させていただきましたように前向きに進めたいと思っています。少し本音を言い過ぎたかもしれませんけれども、これが実情でございます。

それから、もう一つ、佐藤構成員から3つ目におっしゃっていただいた、NTT東日本・西日本と J A I P A 様とでデータが違うという点に関しては、私どもが見ることができる網終端装置の情報は、包み隠さず全てお見せしたのが、前々回の研究会のデータでございます。私どもでは見えない情報も多分あるのではないかと思いますので、私どもも一切混んでいる網終端装置がないなんていうことは申し上げるつもりもございません。

私どもから見えるデータにおいても、随分長い時間、上に張りついたグラフもあるので、今朝、再度全ての網終端装置を見てまいりましたが、ここまでひどい網終端装置はやはりないのではないかということを確認してきただけに、具体的にどういうところでこういうことが起きているかということについて、クローズドな J A I P A 様との協議の場でお話しできると、本当の意味での原因究明ができるのではないかと思います。以前から申し上げているとおり、出せるものは社内の了解もとりながらどんどん出していくスタンスは全く変更ございません。

それと、実際に網終端装置については、昨年、2割ほど基準を緩和して増設ができるものも増えました。もともと増設できる状態にありながら、事業者、I S P 事業者様のご判断しかねて増設しないものもあったかと思いますが、実際に増設が多く発生すると、確実にスループットは上がっていくのではないかと考えております。ただ、以前もお話ありましたが、増設するのにどうしても電力工事等の工事があつて時間もかかりますので、当時は6カ月後ぐらいと言っていたと思うのですが、少し長いスパンで時期を捉えながら、どこかでまとまった形でご報告をさせていただきたいと考えています。今まで申し上げたところに関していうと、私どもが持っている網終端装置の情報は全てお出ししたということを重ねてこの場でお話しさせていただきたいと思っております。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

【佐藤構成員】 追加で、データをお願いをします。データをそもそも何分でとっているかわかりませんが、多分データを作るときに、小さいデータを集計して西日本の

1時間当たりのデータを作っていると思うので、例えば5分でとっているとして、網終端装置が1,000あるのか、5,000あるのか、9,000あるのか、そうすると、それぞれの網終端装置があって、そこに名前や多分ロケーションや幾つか個別データがある。一日のデータ表には、24時間を5分ごとにすると、1時間あたり12のデータで1日分で12×24が入って、それに装置数を掛け合わせてデータテーブルができると思うのですね。

総務省の方にもとデータを提出していただけると、全データを見ることで、どこでどのぐらい輻輳が起こっているのか、1日のうちの例えば何%が輻輳対象となるのか検証できると思うので、もしそういうデータを要望された、協力いただけますか。

【NTT東日本】 そうですね。協力したいのは山々ですが、何ができるか、私自身がシステムをさわっているわけではないので、少し確認してみます。

【佐藤構成員】 難しいことなくデータテーブルに落とせるような気がします。そして、あと、エクセルで検証できるはずです。

【NTT東日本】 私が聞いている限りだと、その瞬間から5分単位でどれぐらいのトラフィックが流れているということしかとれないはずなので、どこまでお応えできるか、少し確認してみます。

【辻座長】 それでは、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 いろいろ出していただいたので。コメントではありませんが、求めて頂いたデータはそんな感じだと思います。1つコメント申し上げると、パケットロスでしたら対数で書くのが普通で、ただ、あんまり数が少ないと対数とれないのでということだったらわかりますが、リニアだとほとんど同じような感じというか、立ち上がりめちゃくちゃきつくなるので、ロス率を対数で書くとわかりやすいと思います。

もう一つ、ここで言えることは、5分のデータになると、ロス率が理論値より上がっているというのは当然で、もちろん1つは場所によるばらつきというのはありますけれども、もう一つは、5分の中でも、バースト的に上がったり下がったりしているので、上がったところではロスが一気に出て、下がったところでロスが全然でないぐらいという合計でこうなっていると思います。では、最終的に5分以下のデータが必要かという、そこまでは無理かもしれませんが、何かの折に、5分の中でどのぐらいトラフィックが上がったり下がったりしているのかわかれば、それと、この右側の方にある理論値から、大体これで妥当ではないかというのは検証できると思います。

だから、右側の理論値だと、ほとんど9割でもいいようになっていますが、多分それは実際9割にしてしまったら、その中で100%行っている部分が3分の1でもあったらひどくなってしまいますから、その辺の換算に左側を使えばいいと思いますけれども、もしデータがあるなら、対数にさせていただいた方が比較はしやすいのではないかと思います。データというのは、対数にする場合には、ロスの数結構大きくないと無理ですので、少ない場合には無理ですから。ただ、大きければ対数ができて、大体どのぐらいの感じが違うではないかというのはわかると思います。

【辻座長】 では、ご検討のほどよろしく願いいたします。

【NTT西日本】 はい。一度、社内でも確認してみたいと思います。ありがとうございます。

【辻座長】 ほかに、構成員の方、ご意見、コメントございますか。

では、西村構成員、お願いします。

【西村（真）構成員】 JAIPAが出してらっしゃる資料18-4のP16に書いてあるようなNTT東日本・西日本殿の「受付拒否」による議論の停滞は、ないと理解してよろしいということでしょうか。

【NTT東日本】 先ほどの繰り返しになりますが、これ、17ページの線表で申しますと、受付確認書を1月23日に返したことになるのですが、この営みは、事前調査申込書を頂いて、これに対して1ヶ月以内に回答するということが1つの営みだと思っております。公印がない等、少し細かいことを言ったかもしれませんが、事前調査申込み対し1ヶ月以内に回答をお返しをするというルールを守るという意味でいうと、1月23日にちゃんと受付確認書をお返しして、事前調査申込みに関してもきちんと1ヶ月以内に回答させていただいたということが重要なことなのではないではないかと思っております。

先ほど大磯補佐からも、受付確認書の出し方をもう少し工夫すべきというアドバイスを頂いたと思っておりますので、今回のような形にならないように工夫していこうと思っております。

また、先ほど小畑様からもおっしゃっていただいたように、協議は協議でフェイス・トゥ・フェイスで行いたいということであれば、全く拒否する気はございませんし、むしろ回答した内容について補足説明が必要である等、そういったことはあつてしかるべきだと思っておりますので、いつでもリクエストいただければ協議に応じたいなと思っております。

ところです。以上のとおり、協議拒否という事実は、全くないこの場で断言させていただきたいと思います。

【辻座長】 よろしいですか。断言されました。

ほかございませんでしょうか。

それでは、オブザーバーの方の質問事項に変えますので、それでは、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 今NTT東日本・西日本様からお話がありましたけれども、18ページを見ていただくとわかりますが、今回そもそもJAIPAの方から事前調査申込を出しましたが、それに対しては委任関係を確認できないと正式な受け付けとしないという回答を頂いていまして、この時点ではJAIPAとしては受け付けられていないと認識していました。

また、その後、24日に返したとおっしゃっていますが、返した先が、そもそも事前調査申込を出したJAIPAではなくて、プロバイダーに返しているんです。そのプロバイダーに返している理由として、委任関係を確認できないので、JAIPAには返せないと言って返ってきていますが、そうすると、JAIPAとしては、返ってきた回答書を見ていいかどうかという判断ができないんです。つまり、自分たちは当事者ではないので除外しましたと言われている人が、返したと言っても、返した内容を見ていいかどうかというのは、特にNDAを交わしているわけではないんですけれども、そういうふうに直接返す側から通告されていると当然中身を見ていいかわからないので、そういうことになりますと、1月24日に返したとおっしゃっていますが、JAIPAとしては受け取っていないと。これは具体的に受け取ってもいないですし、さらに見ることもできない状態にあるというふうに今解釈しております。

【NTT東日本】 少し補足させてください。事前調査申込回答は、本来、事業者様に返すものなので、今回、本来は2社様に返せばいいというのが私どもの判断だと思っています。仮に、ほぼ同じ内容の協議をしたいということであれば、協議を行うことに対してノーと言わないという意味でございますので、もう少し小畑様とコミュニケーションをとらせていただいて、この先進めていただきたいなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひします。また、いつでも代々木に伺いますので、よろしくお願ひします。

【辻座長】 伺っていますと、確かに厳格な記述があるわけではないから、それぞれが理解されたことで動かされていて、自分の思われたところと違うことになっているということが生じます。情報共有を密にして、法的な問題もあるのかもしれませんが、これ

は当事者でまず協議いただいて、解決しないときには行政の方で整理してもらおうという手もあるかと思えます。

ほか、オブザーバーの方でご質問ございませんでしょうか。

それでは、J A I P A お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 輻輳の問題の話ですが、話がかみ合わない1つは、やはり基準が違うのではないかと思います。パケットロスをしているのと、それも、セッションのパケットロスと中身が混んでいるという話はやはり全然違っていると思います。

では、プロバイダーの我々の方から出している網終端装置の混み具合で100%だったら、例えば1ギガのインターフェース、1ギガまでは流れるんですよという、実はそうではないと。TCP詳しい方はご存じだと思いますけれども、1ギガは特にTCPの場合はもう一回送り直しをします。送り直しをずっと繰り返すことによって、結局前に進まないんですね。「これからデータ送ってください」「わかりましたよ」という最初に手旗信号の最初のやりとりみたいなものをやるわけですが、それが返ってこない、何回も「送ってね」、「送ってね」、「送ってね」をずっと繰り返すわけです。そうすると、ダウンロードなんかで出てくるバーが出てくる、そのバーは一向に進まなくて、いつまでも「送ってくれ」というのを言い続けていたり、「これから送っていいか」と向こうから来ているんだけど、こっちから返したのが届かないとかという状況に陥るので、これはパケットロスの問題ではないように思います。

【辻座長】 ほかがございませんでしょうか。先ほど議論ありましたように、やはり統一的な何かインデックスとかというのがあればいいので、皆様方でいろいろご相談していただきたいと思えます。

それでは、時間が少し超過しましたので、ここままで本日の公開議事は終わらせていただきます。本日のヒアリング等につきまして、構成員から追加でお聞きになられたい事項やコメントがございましたら、事務局にて取りまとめますので、2月13日までにメール等で事務局までお寄せいただきたいと思います。

また、他律的要因に関しましては、事務局案につきましてオブザーバーからのコメントもありましたら、これも事務局で受け付けるということであるので、オブザーバーの方、よろしくお願いたします。

それでは、最後に、次回会合等につきまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。

す。

【大磯料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。次回の会合については、別途事務局よりご連絡を差し上げます。

以上です。

【辻座長】 では、どうも本日はありがとうございました。

(以下、非公開議事 18:36～19:13)